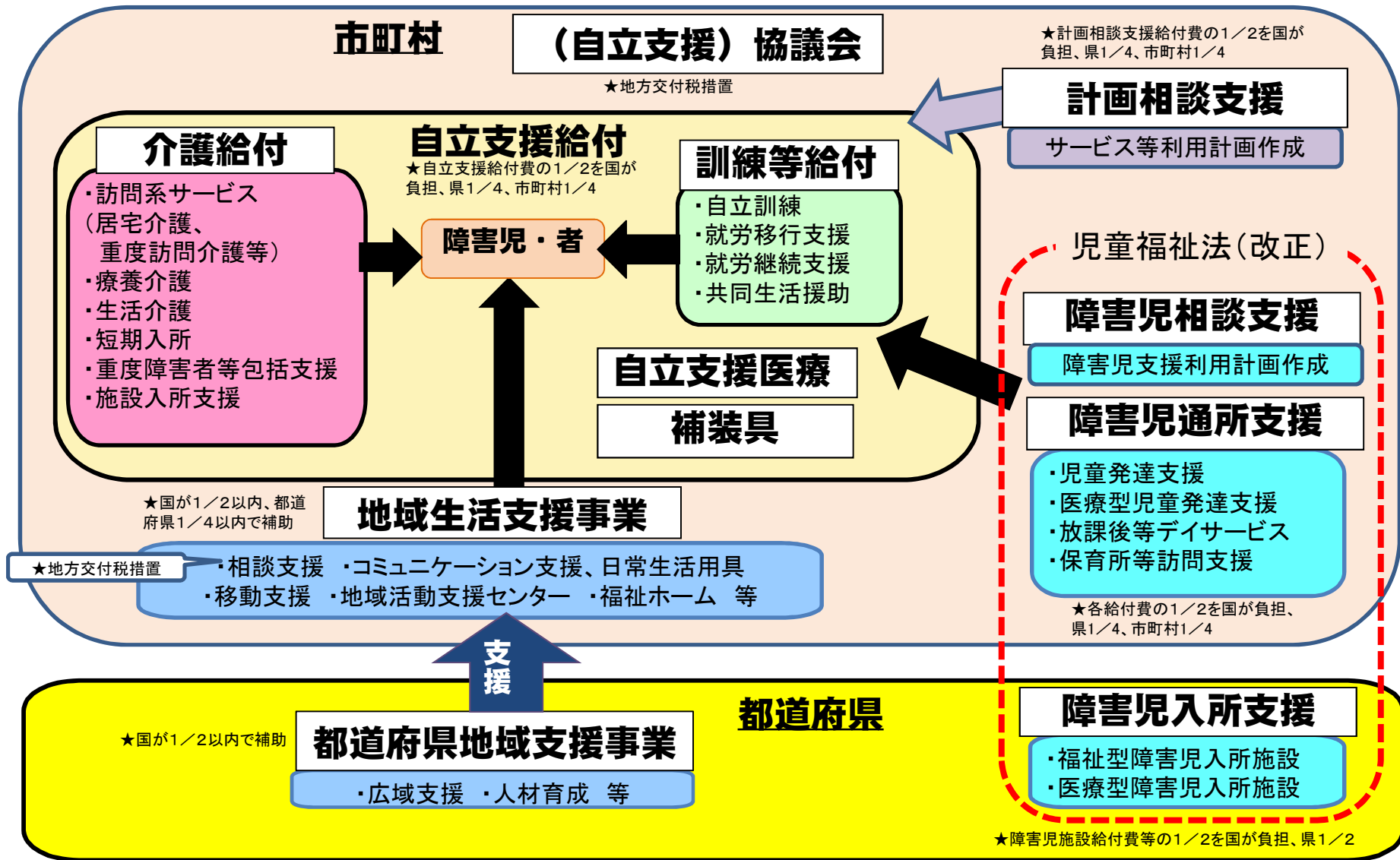


医療的ケアを必要とする 重症心身障害児の福祉について

平成26年7月9日
社会・援護局障害保健福祉部
障害児・発達障害者支援室
大西 延英

障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービスの体系（平成24年4月～）



地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害福祉サービス等の体系1

サービス名		利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) <small>者 児</small>	145,553	17,821
	重度訪問介護 <small>者</small>	9,641	6,177
	同行援護 <small>者 児</small>	21,114	5,430
	行動援護 <small>者 児</small>	7,584	1,285
	重度障害者等包括支援 <small>者 児</small>	37	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ) <small>者 児</small>	38,415	3,754
	療養介護 <small>者</small>	19,324	241
	生活介護 <small>者</small>	251,371	8,278
施設系	施設入所支援 <small>者</small>	133,378	2,629
居住系	共同生活介護(ケアホーム) <small>者</small>	59,583	4,576
	共同生活援助(グループホーム) <small>者</small>	27,496	3,638
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) <small>者</small>	2,593	187
	自立訓練(生活訓練) <small>者</small>	12,895	1,188
	就労移行支援 <small>者</small>	27,133	2,706
	就労継続支援(A型=雇用型) <small>者</small>	33,919	1,892
	就労継続支援(B型) <small>者</small>	175,899	8,273

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年11月現在の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系2

		サービス名	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	62,558	2,522
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	2,625	103
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	69,789	3,961
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	1,347	248
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。	1,904	187
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	2,117	183
相談支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請	41,940	3,598
	障害児相談支援	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	7,215	1,195
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。	509	279
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う。	1,582	321
			その他の給付	

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年11月現在の国保連データ。

計画相談支援

○対象者

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

※ 計画相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年3月末までに原則として全ての障害福祉サービス等を利用する障害者等とする。

○サービス内容

【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○主な人員配置

- 相談支援専門員

○報酬単価(平成24年4月～)

■基本報酬

サービス利用支援	1,600単位/月
継続サービス利用支援	1,300単位/月

■主な加算

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

利用者負担上限管理加算(150単位/回) ※月1回を限度
→事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

○請求事業所数 3,598(国保連平成25年11月実績)

○利用者数 41,940(国保連平成25年11月実績)

「障害者」の相談支援体系

市町村による相談支援事業

見直し前

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

見直し後

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

- ※ 市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業(交付税措置)に係る役割は、これまでと変更がないことに留意。
- ※ 基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置等の取組に係る事業費については、市町村地域生活支援事業における国庫補助対象。

サービス等利用計画

指定相談支援事業者

※事業者指定は都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

・支給決定の参考
・対象を拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

地域移行支援・地域定着支援

○精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)

※事業者指定は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長が行う。

○地域相談支援(個別給付)
・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

障害児相談支援

○対象者

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

※ 障害児相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年3月末までに原則として全ての障害児通所支援を利用する障害児とする。

○サービス内容

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

○主な人員配置

- 相談支援専門員

○報酬単価(平成24年4月～)

■基本報酬

障害児支援利用援助	1,600単位/月
継続障害児支援利用援助	1,300単位/月

■主な加算

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

利用者負担上限管理加算(150単位/回) ※月1回を限度
→事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

○請求事業所数 1,195(国保連平成25年11月実績)

○利用者数 7,215(国保連平成25年11月実績)

「障害児」の相談支援体系

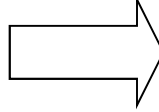
見直し前

見直し後

市町村による相談支援事業

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

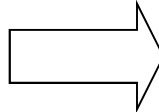
サービス等利用計画等

居宅サービス

指定相談支援事業者
※事業者指定は都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)
※事業者指定は市町村長が行う。

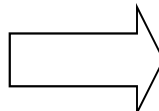
○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考
・対象を拡大

通所サービス

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



創設

障害児相談支援事業者(児)
※事業者指定は市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

居宅介護

○ 対象者

- 障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・介護福祉士、実務者研修終了者、
介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、
ヘルパー1級、2級 等

○ 報酬単価 (平成24年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)	家事援助中心	通院等介助(身体介護なし)	通院等乗降介助
254単位(30分)～833単位(3時間) 3時間以降、30分を増す毎に83単位加算	104単位(30分)～ 273単位(1.5時間) 1.5時間以降、15分を 増す毎に35単位加算	104単位(30分)～ 273単位(1.5時間) 1.5時間以降、30分を 増す毎に70単位加算	1回100単位

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算) →①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	特別地域加算(15%加算) →中山間地域等に居住している者 に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100 単位加算) →特定事業所加算(20%加算)の算定が困難 な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者 に対する支援体制を評価
---	--	---

○ 事業所数 17,821(国保連平成25年11月実績)

○ 利用者数 145,553(国保連平成25年11月実績)

重度訪問介護

○対象者

- 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者
→ 障害程度区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者
 - ① 二肢以上に麻痺等があること。
 - ② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

○サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護

※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者
障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

- 7.5%加算対象者…障害程度区分6の者

○報酬単価（平成24年4月～）

■ 基本報酬		
181単位（1時間）～1,403単位（8時間） ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定		
■ 主な加算		
特定事業所加算 （10%又は20%加算） →①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	特別地域加算 （15%加算） →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算 （1日当たり100単位加算） →特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○事業所数 6,177（国保連平成25年11月実績）

○利用者数 9,641（国保連平成25年11月実績）

生活介護

○ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害程度区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価 (平成24年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,160単位	876単位	627単位	567単位	520単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(37～265単位)
→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算
※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)
→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)
→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ **事業所数** 8,278(国保連平成25年11月実績)

○ **利用者数** 251,371(国保連平成25年11月実績)

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・障害程度区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)(※)

- ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。
- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価 (平成24年4月～)

■ **基本報酬**

福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)
→障害者(児)について、障害程度区分に応じた単位の設定
164単位～882単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)
(宿泊を伴う場合)
→区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合
1,388単位～2,579単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)
(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合)
→左記と同様の対象者に対し支援を行う場合
925単位～2,460単位

■ **主な加算**

単独型加算(320 単位)
→併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所体制確保加算(40単位)
緊急短期入所受入加算(福祉型60単位、医療型90単位)
→空床の確保や緊急時の受入れを行った場合

特別重度支援加算(120単位/388単位)
→医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ **事業所数** 3,754(国保連平成25年11月実績) 医療型の指定数:327 (25.10 障害福祉課調べ)

○ **利用者数** 38,415(国保連平成25年11月実績)

重症心身障害児における医療型短期入所サービス

○対象者

■ 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)対象者

- (ア) 18歳以上で(i) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、
(ii) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者もしくは区分5以上に該当する重症心身障害者
- (イ) 障害児、重症心身障害児

○施設基準

■ 医療型短期入所サービス(Ⅰ)、

医療型特定短期入所サービス(Ⅰ)(Ⅳ)

厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告551号・二の二・イ)

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所

- (1) 病院であること(医療法第1条の5第1項)(注1)
- (2) 看護体制は7:1以上、かつ各病棟における夜勤看護職員数は2以上であること
- (3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の100分の70以上が看護師であること

■ 医療型短期入所サービス(Ⅱ)、

医療型特定短期入所サービス(Ⅱ)(Ⅴ)

厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告第551号・二の二・ロ)

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する指定短期入所事業所

- (1) 病院(医療法第1条の5第1項)又は有床診療所(同条第2項)
- (2) 介護老人保健施設(介護保険法第8条第27項)

注1 医療型については24年度から法人格がない病院、診療所も事業者指定の対象となった(障害者自立支援法施行規則の改正)

注2 利用者が日中活動サービスを利用した日に夜間のみの特定短期入所を行う場合、日中活動サービスの報酬と併せて算定可能

○ **事業所数** 医療型短期入所(Ⅰ)37ヶ所、(Ⅱ)201ヶ所

○ **利用者数** 医療型短期入所(Ⅰ)571人、(Ⅱ)2,547人 (出典: H25.12月国保連データ)

○報酬単価(平成26年4月～)

1日	報酬単価
医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,598単位
医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,397単位
日中のみ	
医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,478単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,267単位
夜間のみ(注2)	
医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,731単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,599単位
主な加算	
空床の確保や緊急時の受入れを行った場合	
緊急短期入所体制確保加算	40単位
緊急短期入所受入加算(医療型)	90単位
超重症児・者又は準超重症児・者の場合	
特別重度支援加算Ⅰ	388単位
超重症児・者又は準超重症児・者以外の場合	
特別重度支援加算Ⅱ	120単位

児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童発達支援センター
 - ・児童指導員及び保育士 4:1以上
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
 - ・児童発達支援管理責任者 1人以上
- 児童発達支援センター以外
 - ・指導員又は保育士 10:2以上
 - ・児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■ 児童発達支援センター(利用定員に応じた単位を設定)

- ・難聴児・重症心身障害児以外 729～965単位
- ・難聴児 889～1,206単位
- ・重症心身障害児 789～1,138単位

■ 児童発達支援センター以外(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 363～616単位
- ・重症心身障害児 689～1,587単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(22～410単位)

→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算(61～123単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(6又は10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数 2,522(国保連平成25年11月実績)

○ 利用者数 62,558(国保連平成25年11月実績)

放課後等デイサービス

○ 対象者

■ 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

■ 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 指導員又は保育士 10:2以上
■ 児童発達支援管理責任者 1人以上
■ 管理者

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■ 授業終了後(利用定員に応じた単位を設定)

・重症心身障害児以外 278～478単位
・重症心身障害児 568～1,309単位

■ 休業日(利用定員に応じた単位を設定)

・重症心身障害児以外 363～616単位
・重症心身障害児 689～1,587単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(68～410単位)

→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算(61～123単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(6又は10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤務3年以上の常勤職員が30%以上。

○ **事業所数** 3,961 (国保連平成25年11月実績)

○ **利用者数** 69,789(国保連平成25年11月実績)

地域生活支援事業

1 目的

障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

(1) 市町村地域生活支援事業

市町村(指定都市、中核市、特別区を含む。)を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

(2) 都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。一部の事業は指定都市又は中核市に委託することができるものとする。

○ 市町村地域生活支援事業の具体的内容

以下の事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業(任意事業)及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害支援区分等事務に要する経費を補助する。

【必須事業】

ア 理解促進研修・啓発事業

ウ 相談支援事業

オ 成年後見制度法人後見支援事業

キ 日常生活用具給付等事業

ケ 移動支援事業

イ 自発的活動支援事業

エ 成年後見制度利用支援事業

カ 意思疎通支援事業

ク 手話奉仕員養成研修事業

コ 地域活動支援センター機能強化事業

【任意事業】

【障害支援区分認定等事務】

○ 国の補助

○ 補助金

市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【市町村事業】

国1/2以内、

都道府県1/4以内で補助

【都道府県事業】

国1/2以内で補助

○ 一部交付税措置あり

障害者相談支援事業（市町村地域生活支援事業）

【概要】市町村は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

【実施主体】

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可）

○ 事業の具体的内容

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介等

○ 相談支援体制

相談支援体制については、市町村が設置する協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。

なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

※ **障害者相談支援事業**、**市町村自立支援協議会**は、地方交付税にて措置

日常生活用具給付等事業（市町村地域生活支援事業）

1 目的

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。

3 対象者

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする者

○ 留意事項

(1) 給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を求めることが適当である。

(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。

(3) 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等の活用が適当である。

(4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

移動支援事業（市町村地域生活支援事業）

1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 事業内容

（1）実施内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

（2）実施方法

ア) 個別支援型、イ) グループ支援型、ウ) 車両移送型

（3）対象者

障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者とする。

（4）サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。

○ 留意事項

（1）指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、

- ・法における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者
- ・これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者

などを活用した事業委託に努めること。また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。

（2）突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行うこと。

（3）サービス提供者については、平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」を活用するなど、その資質の向上に努めること等。

日中一時支援事業（市町村地域生活支援事業）

○ 市町村地域支援事業においては、必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（任意事業）に対し補助することができる。

○ 任意事業の内容例

【日常生活支援】

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 福祉ホームの運営 | (2) 訪問入浴サービス |
| (3) 生活訓練等 | (4) 日中一時支援 |
| (5) 地域移行のための安心生活支援 | (6) 障害児支援体制整備 |
| (7) 巡回支援専門員整備 | (8) 相談支援事業所等における退院支援体制確保 |
| (9) その他日常生活支援 | |

【社会参加支援】

【権利擁護支援】

【就業・就労支援】

○ 日中一時支援事業

日常生活支援事業の任意事業の一つ

【ア 目的】

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

【イ 事業内容】

(ア) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。

(イ) 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。

(ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。